

各 位

会社名 **株式会社 キッツ**
代表者名 代表執行役社長
河野 誠
コード番号 6498 (東証プライム)
問合せ先 コーポレートファイナンス本部長
別所 研一
Tel (03) 5568 -9260

当社の取締役等に対する譲渡制限付株式付与制度に基づく
譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式付与制度に基づく譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

| | |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 払込期日 | 2026年4月23日 |
| (2) 処分する株式の種類及び株式数 | 当社普通株式 54,159株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき1,839円 |
| (4) 処分価額の総額 | 99,598,401円 |
| (5) 割当予定先 | 当社の取締役（※1）9名 22,762株 当社の執行役（※2）6名 15,231株 当社の執行理事 6名 4,374株 当社の子会社の取締役（※3）23名 11,792株 ※1 執行役を兼務する取締役を含まない。 ※2 取締役を兼務する執行役を含む。 ※3 当社の取締役、執行役又は執行理事を兼務する者を含まない。 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」といいます。）及び事後交付型業績連動型株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」といい、本制度Ⅰと併せて「本制度」といいます。）を導入いたしました。また、当社の第110回定時株主総会において、指名委員会等設置会社に移行したことに伴い、当社報酬委員会にて、本制度と同様の制度を再度導入し、その際、本制度Ⅰの付与対象

に当社社外取締役を加え、当社の取締役、執行役及び執行理事を対象とする等の改定を行いました。

また、今般、当社グループの一部の子会社の取締役を対象に、本制度と同様の制度を導入いたしました。

<本制度Ⅰの概要>

本制度Ⅰにより当社の取締役、執行役及び執行理事並びに当社子会社の取締役（以下「対象者」と総称します。）に対して発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける対象者に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度Ⅰによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象者との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅰ」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

<本制度Ⅱの概要>

本制度Ⅱは、対象となる当社の執行役及び執行理事並びに当社の子会社の取締役（以下「対象役員」といいます。）に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。）中の当社取締役会が別途定める業績指標（以下「業績指標」といいます。）に基づき算定される株式報酬を付与することを趣旨とする業績連動型の報酬制度です。具体的には、対象役員に対し、評価期間中の業績指標に基づき当社取締役会が別途定める算定式により算定される数の当社普通株式を、対象役員の報酬等として付与する業績連動型の報酬制度であります。

また、本制度Ⅱによる当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅱ」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象役員は、当該株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役会で定める地位を喪失する日までの間、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当社普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度Ⅰに基づき、当社の取締役（執行役を兼務する取締役を含まない。以下同じ。）9名、執行役6名及び執行理事6名並びに当社の子会社の取締役23名（以下「割当対象者」と総称します。）に対し、当社の取締役、執行役及び執行理事については、本制度Ⅰの目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、付与される当社に対する金銭報酬債権、当社の子会社の取締役については、本制度Ⅰの目的、当社子会社の業績、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、付与される当社の子会社に対する金銭報酬債権の合計99,598,401円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,839円）、当社の普通株式合計54,159株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議

いたしました。

なお、割当対象者は、本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、本割当株式を引き受けることとなります。

<本割当契約 I の概要>

当社と割当対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

割当対象者は、2026年4月23日（払込期日）から当該対象者が当社の取締役、執行役若しくは執行理事又は当社の子会社の取締役のいずれの地位も喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が、2026年4月23日（払込期日）から当社の2026年12月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（執行役又は執行理事の場合は、2026年1月1日から2026年12月末日までの間、子会社の取締役の場合は、払込期日から当該子会社の2026年12月期に係る定時株主総会の終結の時までの間。以下あわせて「役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役、執行役若しくは執行理事又は当社の子会社の取締役のいずれの地位（以下「本地位」という。）にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が役務提供期間において、死亡、任期満了その他当社の報酬委員会（執行理事又は当社の子会社の取締役については執行役会）が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2026年4月（執行役又は執行役員の場合は2026年1月）から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、2026年4月（執行役又は執行理事の場合は2026年1月）から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式 I につき、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年3月25日（当社の取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,839円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上